A photograph of a classroom with a teacher standing at the front near a chalkboard and a television. Students are seated at desks, facing the front. The room has large windows on the left and a bookshelf. The text is overlaid on the image.

桐生市立小中学校適正規模・適正配置 基本方針に関する説明会

桐生市教育委員会作成
(令和5年度説明会)

目次

- 1 基本方針の概要について
- 2 検討体制について

1 基本方針の概要について

1 基本方針の概要について

① 基本方針の策定に当たって

背景

児童生徒数の減少

- 児童数：5,785人（H24年度）→ 3,965人（R4年度）【1,820人減少（▼31.5%）】
- 生徒数：3,201人（H24年度）→ 2,318人（R4年度）【883人減少（▼27.6%）】

教育制度改革

- 国：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正
- 群馬県：少人数学級に関する取組の充実



趣旨

- 児童生徒にとって、**より良い教育環境の構築と質の高い学校教育を実現**するため、市立小中学校における学校規模の適正化や将来を見据えた学校配置の在り方、少子化に対応した魅力ある学校づくりなどに関する基本方針を策定。

1 基本方針の概要について

① 基本方針の策定に当たって

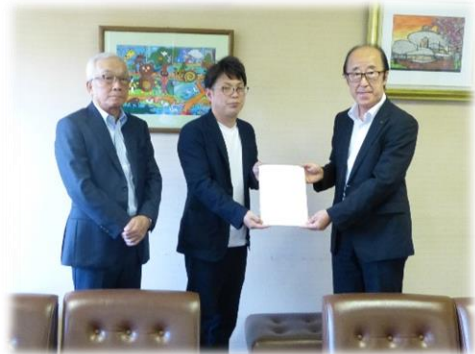
桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会の開催

令和3年7月6日 教育委員会 → 審議会：基本方針の策定について諮問

令和4年8月9日 審議会 → 教育委員会：基本方針の策定について答申



桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会の様子



審議会からの答申時の様子

第1回

・桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会運営要綱（案）について
・桐生市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の策定について

第2回

・桐生市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方について

第3回

・学校規模の適正化に向けた取組について
・少子化に対応した魅力ある学校づくりの在り方について

第4回

・桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会における協議事項について

第5回

・桐生市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の策定について
（答申）【素案】

第6回

・桐生市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の策定について
（答申）【案】

・答申

1 基本方針の概要について

① 基本方針の策定に当たって

位置付け

桐生市第六次総合計画及び第2期桐生市教育大綱等との整合

桐生市第六次総合計画

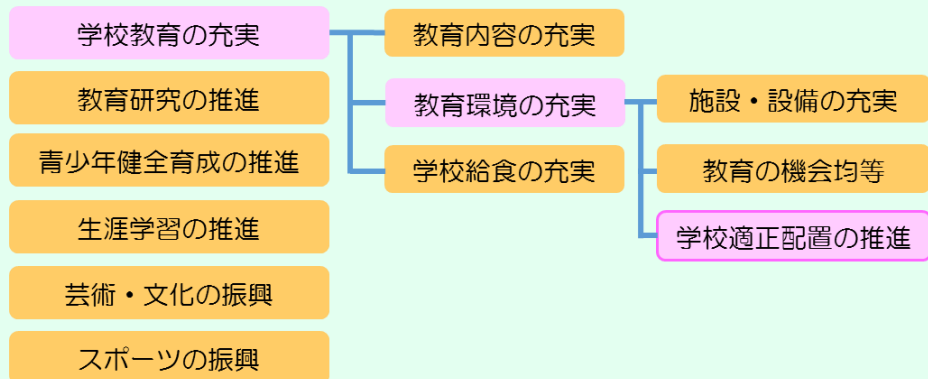
将来都市像
「感性育み 未来織りなす 粋なまち桐生」



第2期桐生市教育大綱

基本理念
「桐生の未来を担い、世界に羽ばたく人づくり」

【基本方針】



桐生市立小中学校
適正規模・適正配置基本方針

1 基本方針の概要について

② 桐生市の現状と課題

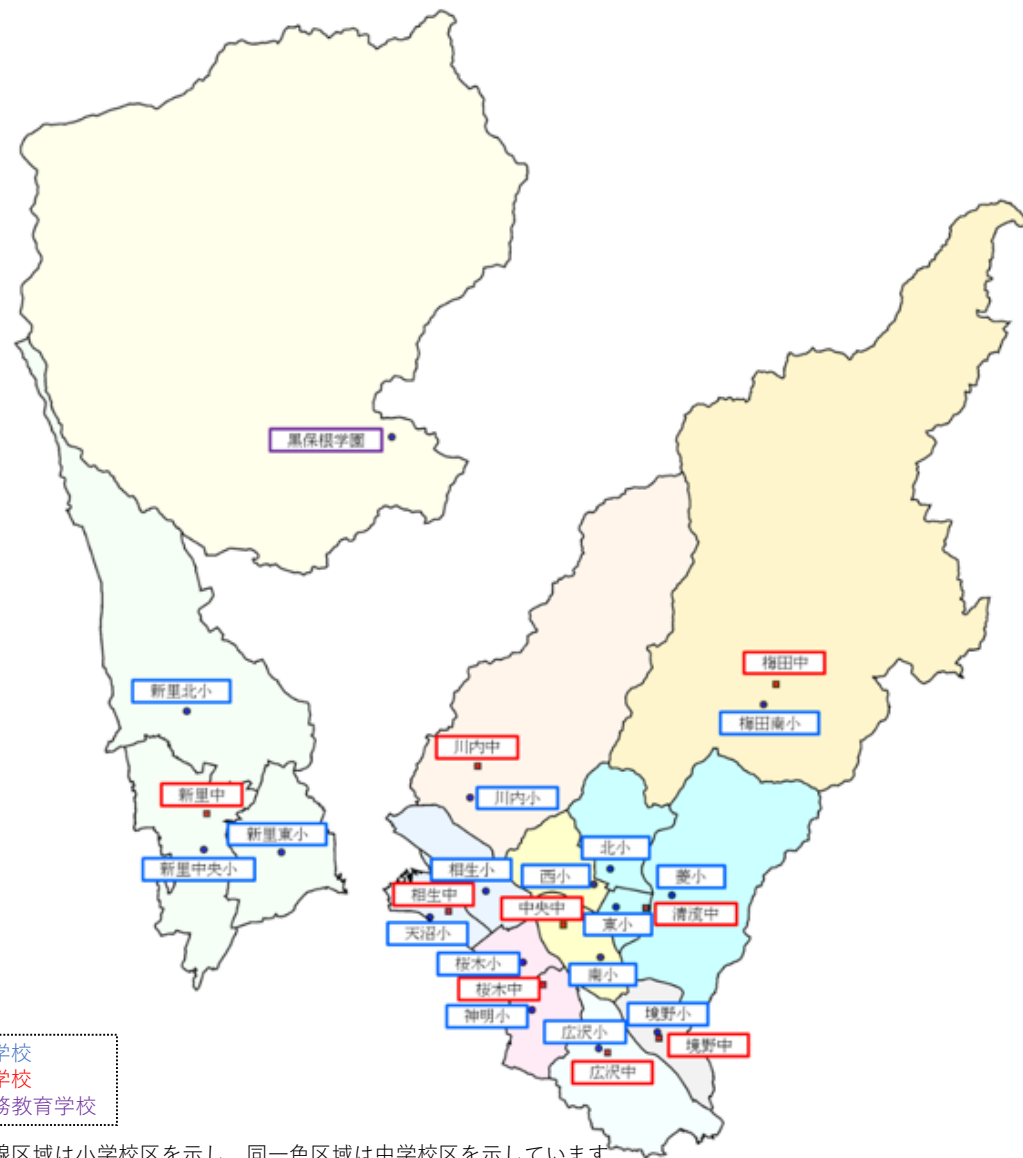
市立小中学校の位置

令和4年4月1日時点

- 小学校 16 校
- 中学校 9 校
- 義務教育学校 1 校

《地域別》

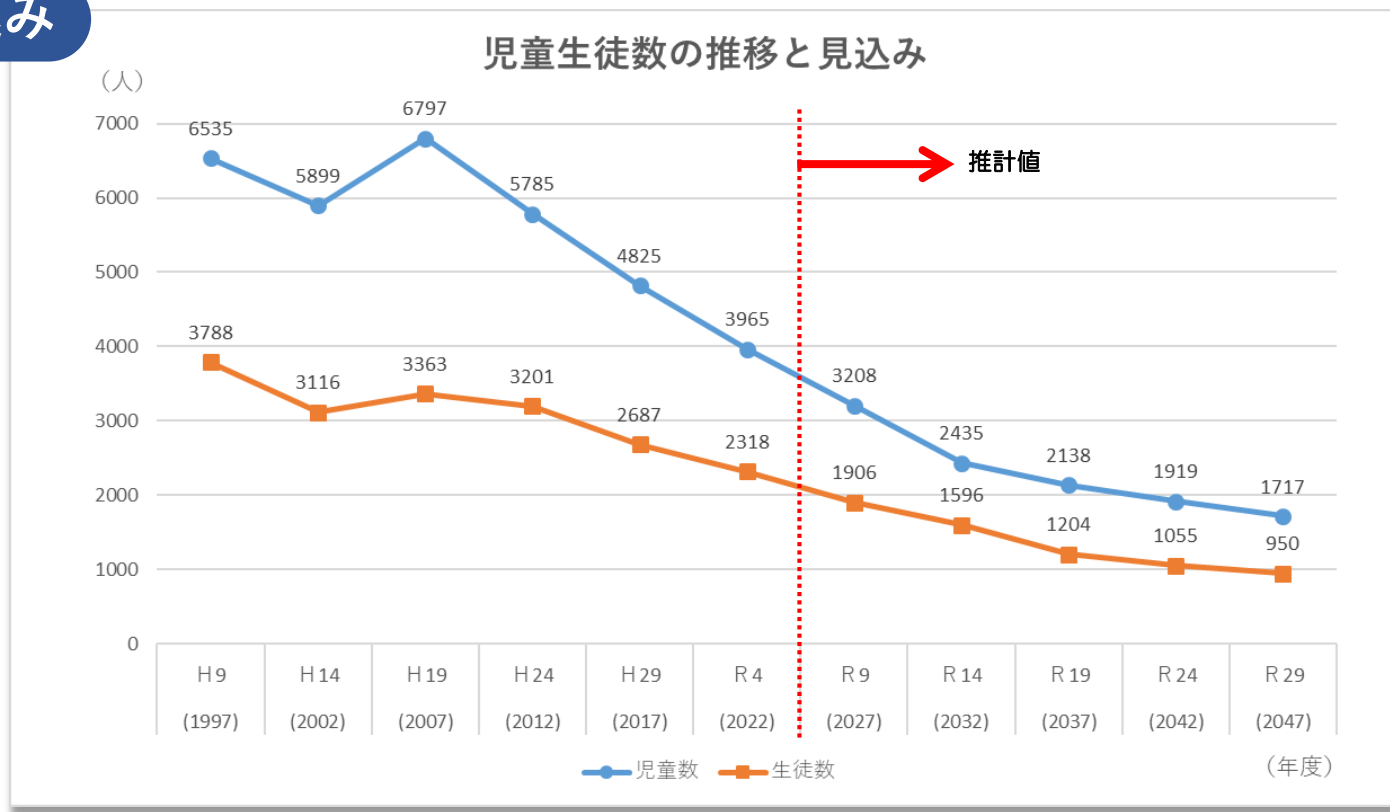
- 旧桐生地域 : 小学校 13 校
中学校 8 校
- 旧新里地域 : 小学校 3 校
中学校 1 校
- 旧黒保根地域 : 義務教育学校 1 校



1 基本方針の概要について

② 桐生市の現状と課題

児童生徒数の見込み



R4年度

→

R14年度

児童数

3,965人

→

2,435人

【1,530人減少 (▼38.6%)】

生徒数

2,318人

→

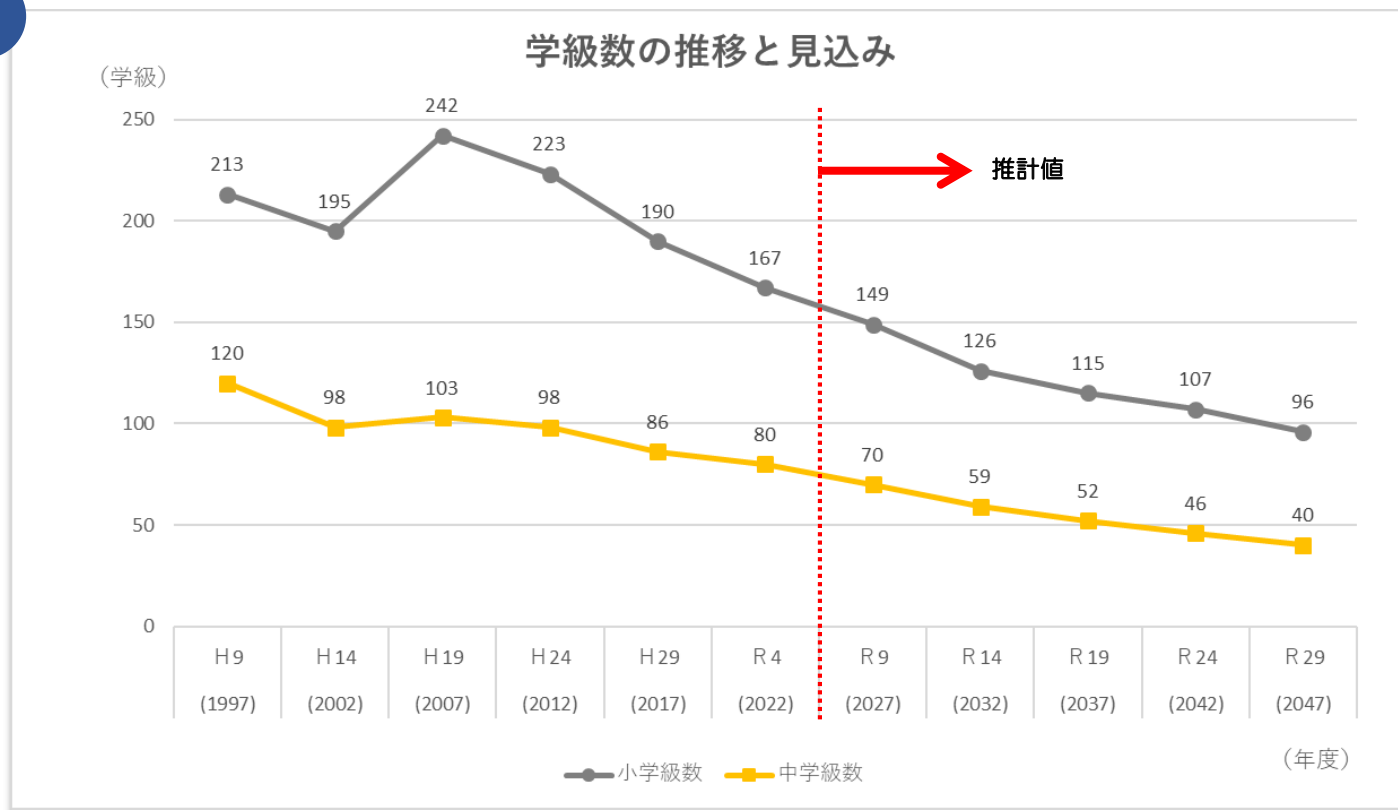
1,596人

【722人減少 (▼31.2%)】

1 基本方針の概要について

② 桐生市の現状と課題

学級数の見込み



R4年度

→

R14年度

小学校

167学級

→

126学級

【41学級減少 (▼24.6%)】

中学校

80学級

→

59学級

【21学級減少 (▼26.3%)】

1 基本方針の概要について

③ 教育環境に関するアンケート

調査概要

- 調査対象** 保護者（2,149人）、児童生徒（1,501人）、教職員（243人）、合計3,893人
- 調査期間** 令和3年6月23日（水）～令和3年7月20日（火）
- 回収率** 94.5%（配布数：3,893通、回答数：3,679通）

結果概要

【1校当たりの望ましい学級数】

- 小学校：「1 2学級（1学年2学級）が望ましい」 《全体の約4割》
- 中学校：「 9学級（1学年3学級）が望ましい」 《全体の約4割》

【1学級当たりの望ましい児童生徒数】

- 小学校：「2 1人から3 0人が望ましい」 《全体の約6割》
- 中学校：「2 1人から3 0人が望ましい」 《全体の約5割》

【望ましい通学時間】

- 小学校：「1 5分以上3 0分未満」
《小学校5年生保護者の6割以上、小学校教職員の5割以上、未就学児保護者の4割以上》
- 中学校：「1 5分以上3 0分未満」
《中学校2年生保護者と中学校教職員の6割以上》

1 基本方針の概要について

③ 教育環境に関するアンケート

結果概要

【学校に期待すること】

- 教員の目が行き届き、早い段階で問題に対応できること。
- きめ細かな観察により、教員が児童生徒一人一人に必要な指導を行えること。
- 多数の同級生と切磋琢磨しながら学力や体力を伸ばせること。

【学校規模に関して困っていること】

- 職員数の制約ゆえ、経験・教科等のバランスの良いチームが組めない。
- 職員数が少ないため、出張や年休取得が難しい。
- 単学級でクラス替えができず、人間関係が固定的、序列的となる。
- 生徒数、学級数が少ないため、多様な考えに触れさせることができない。

1 基本方針の概要について

④ 望ましい学校規模

育むべき資質・能力

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中央教育審議会）

- 一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要。

学校の役割

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省）

- 学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要。

1 基本方針の概要について

④ 望ましい学校規模

学校規模の適正化

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省）

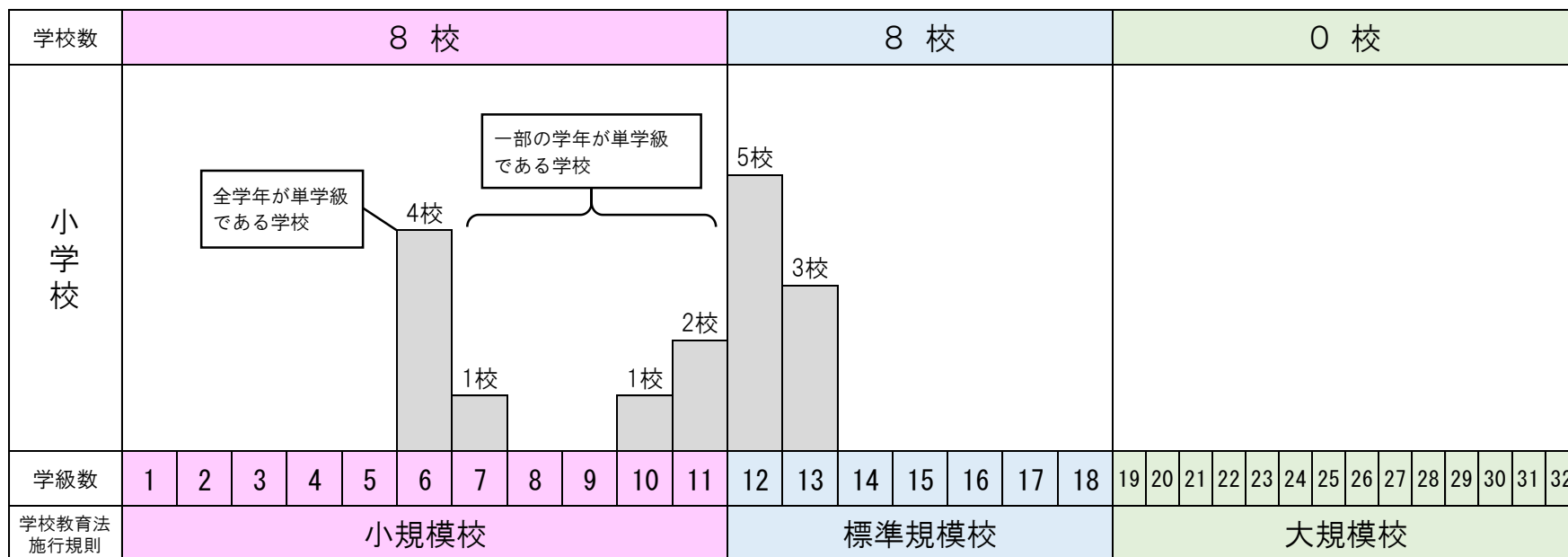
- 一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた一定規模の教職員集団が配置されていることが、定数内での全教科の免許を持つ教員の配置、児童生徒に向き合う時間の確保、教員同士の指導技術の伝達のほか、学校が直面する様々な課題への組織的な対応等の面からも望ましく、このようなことから、一定の学校規模を確保することが非常に重要。

1 基本方針の概要について

④ 望ましい学校規模

学校規模の現状

● 小学校



※令和4年5月1日現在

※黒保根学園の学級及び特別支援学級は、学級数に含まない。

※学校教育法施行規則において、小学校及び中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準としています。

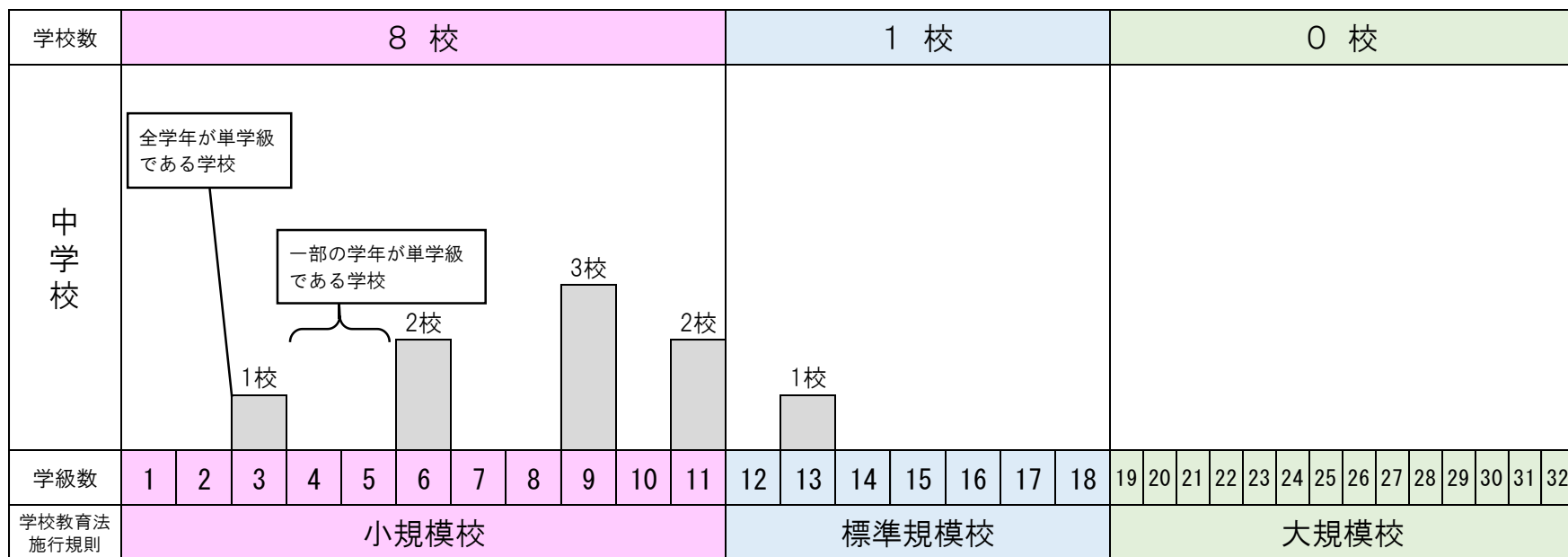
このことから、11学級以下の学校を「小規模校」、12学級以上18学級以下の学校を「標準規模校」、19学級以上の学校を「大規模校」としています。

1 基本方針の概要について

④ 望ましい学校規模

学校規模の現状

● 中学校



※令和4年5月1日現在

※黒保根学園の学級及び特別支援学級は、学級数に含まない。

※学校教育法施行規則において、小学校及び中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準としています。

このことから、11学級以下の学校を「小規模校」、12学級以上18学級以下の学校を「標準規模校」、19学級以上の学校を「大規模校」としています。

1 基本方針の概要について

④ 望ましい学校規模

桐生市における望ましい学校規模（1校当たりの学級数）

単学級（1学年1学級）の教育上の課題 【小学校・中学校】

- 人間関係が固定化され、多様な人間関係の形成や人間関係が悪くなった時の対応が難しい。
- 切磋琢磨する活動や協力し合う活動が難しい。

中学校の状況

- 免許外指導が生じる可能性
- 多くの学校で国が定める標準的な学級数を下回る現状



望ましい学校規模の基準（1校当たりの学級数）

- 小学校 12学級以上（1学年2学級以上）
- 中学校 9学級以上（1学年3学級以上）

1 基本方針の概要について

④ 望ましい学校規模

桐生市における望ましい学級規模（1学級当たりの児童生徒数）

各学校に配置される教職員数

- 群馬県教育委員会の「学級編制基準」や「教職員配当基準」に基づき算定



- ・ 群馬県の取組（ニューノーマルGUNMA CLASS プロジェクト）
- ・ 複式学級に関する基準



望ましい学級規模の基準（1学級当たりの児童生徒数）

- | | | |
|-------|------------|--------|
| ● 小学校 | 第 1 ・ 2 学年 | 30 人以下 |
| | 第 3 ～ 6 学年 | 35 人以下 |
| ● 中学校 | 第 1 ～ 3 学年 | 35 人以下 |

1 基本方針の概要について

⑤ 望ましい学校配置

桐生市における望ましい学校配置

通学時間を基準

- 学校配置を検討する場合、通学距離よりも通学時間を基準とすることが適切



望ましい通学時間

- 小学校・中学校 通学手段を問わず、30分以内

1 基本方針の概要について

⑥ 学校規模の適正化に向けた取組

学校規模の適正化に関する検討を開始する基準

① 学校規模の状態

- 1つ以上の学年が単学級
- 児童生徒数の大幅な増加が見込めない状態

② 検討開始時期

- 小学校・中学校：①に該当する見込みの年度から3年遡った年度

③ 検討区域

- 小学校：①に該当する場合、当該中学校区内の小学校又は隣接する中学校区内の小学校を検討対象の区域とする。
- 中学校：①に該当する場合、隣接する中学校区の中学校を検討対象の区域とする。

※ 検討に当たっては、当該地域の地理的特性を考慮するものとする。

この基準に該当する場合、学校規模の適正化に係る検討組織を設置し、その適正化に向け、検討を開始。なお、検討区域の範囲については、各地域の意向も尊重しながら、柔軟に対応。

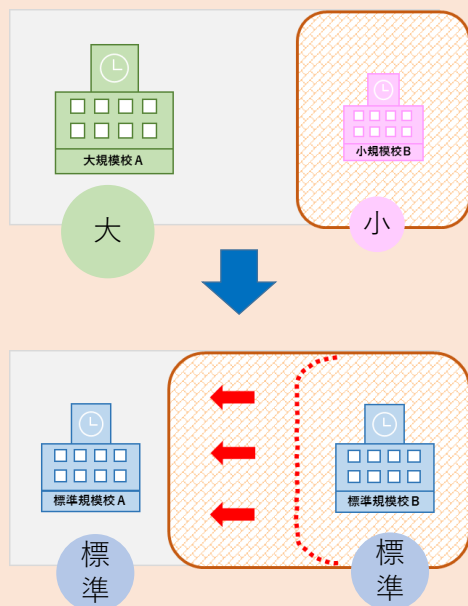
1 基本方針の概要について

⑥ 学校規模の適正化に向けた取組

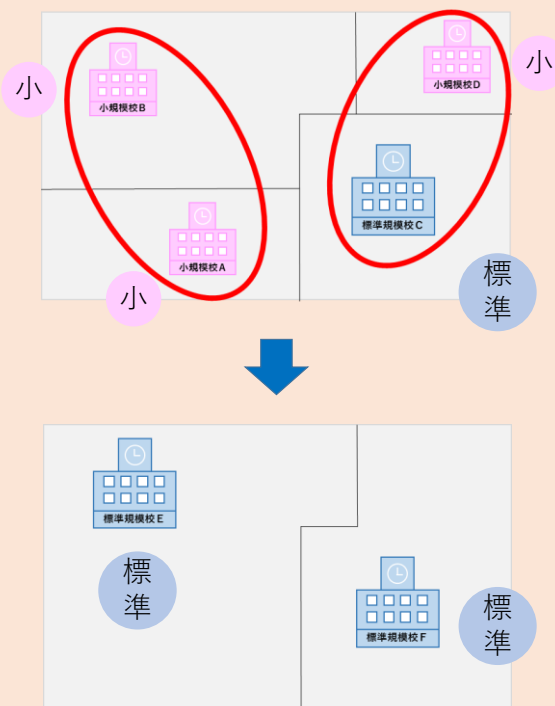
適正規模の範囲に近づけるための対応策

適正規模の範囲を下回る小規模校の場合

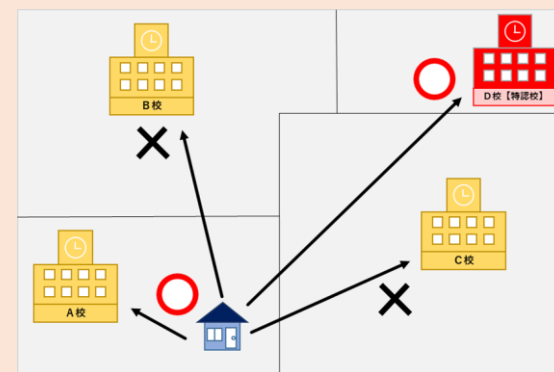
① 通学区域の見直し



② 統合等



③ 学校選択制



1 基本方針の概要について

⑥ 学校規模の適正化に向けた取組

学校規模の適正化を進める上で考慮すべき事項

児童生徒への配慮

- 児童生徒が新しい学校生活に安心して移行できるよう、教職員の配置や、児童生徒の心身の負担軽減に向けた対応を講じる。

通学環境への配慮

- 通学環境の安全確保に十分に配慮する。
- 公共交通機関の活用やスクールバスの導入など、多様な通学手段の確保に努める。

保護者や地域住民との協議

- 保護者や地域住民と小中学校の現状や課題等について認識を共有し、理解と協力を得ながら協議を進める。

施設整備面での配慮

- 統合後の学校における学習内容、学習形態や施設の老朽化に応じた施設の整備を検討する。

学校の跡地利用

- 学校の跡地利用については、まちづくりの観点から、総合的に検討する。

1 基本方針の概要について

⑦ 少子化に対応した魅力ある学校づくり

魅力ある学校づくりの3つの方向性

① 教育の質の向上


- 地域住民等が学校運営の改善や学校教育活動の支援に参画する体制の構築
- 各教科の系統性を踏まえた学年間の接続の円滑化と学校間の連携の強化

② 教育の機会の確保

- 様々な困難を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援施策の更なる充実
- ICT等の効果的な活用による学習環境の確保と、多様な学習ニーズに応じた教育活動の更なる充実

③ 教育を支える環境の充実

- 質の高い指導を行うため、教職員が時代の変化に対応した知識や技能を習得できる環境の整備
- 多様な知識や経験を有する外部人材の活用、業務の役割分担の促進、教職員が教育活動に専念できる支援体制の更なる充実



統合等による学校規模の適正化の検討を契機として、桐生の子供たちが、夢を持って学び、健やかに成長できる教育環境の更なる充実を図る。

2 検討体制について

2 検討体制について

① 検討組織の基本的な考え方

基本方針での位置付け

「学校統合の検討体制の整備」

- 地域コミュニティの核としての性格を有する小・中学校の統合の適否の判断は、行政のみで進めるものではなく、保護者、地域住民等の関係者で構成する検討組織において十分に協議を重ね、関係者の理解と協力を得て行う必要があります。

（「6 学校規模の適正化に向けた取組 (2) 学校規模を適正化するための手法」から抜粋）

「保護者や地域住民との協議」

- 学校規模の適正化に当たっては、保護者や地域住民と小中学校の現状や課題等について認識を共有し、理解と協力を得ながら協議を進める必要があります。

（「6 学校規模の適正化に向けた取組 (3) 学校規模の適正化を進める上で考慮すべき事項」から抜粋）



検討組織を設置し、学校規模の適正化に向けた検討を推進

2 検討体制について

② 検討組織

検討組織の種類

① 中学校区検討委員会

中学校区内の学校規模の適正化に必要な検討を推進するため、小学校・中学校合同により、中学校区単位の中学校区検討委員会（以下「検討委員会」といいます。）を設置

② 地域協議会

中学校区間の学校規模の適正化に必要な検討を推進するため、原則2つ以上の中学校区検討委員会で構成する地域協議会を設置

2 検討体制について

② 検討組織

検討委員会の設置条件

① 検討開始基準該当による設置

中学校区内の小学校又は中学校が検討開始基準に当てはまるときは、その中学校区に検討委員会を設置

② 隣接による設置

①により検討委員会が設置されたときは、その検討委員会の小学校又は中学校（検討開始基準に当てはまる学校に限ります。）に隣接する中学校区に検討委員会を設置

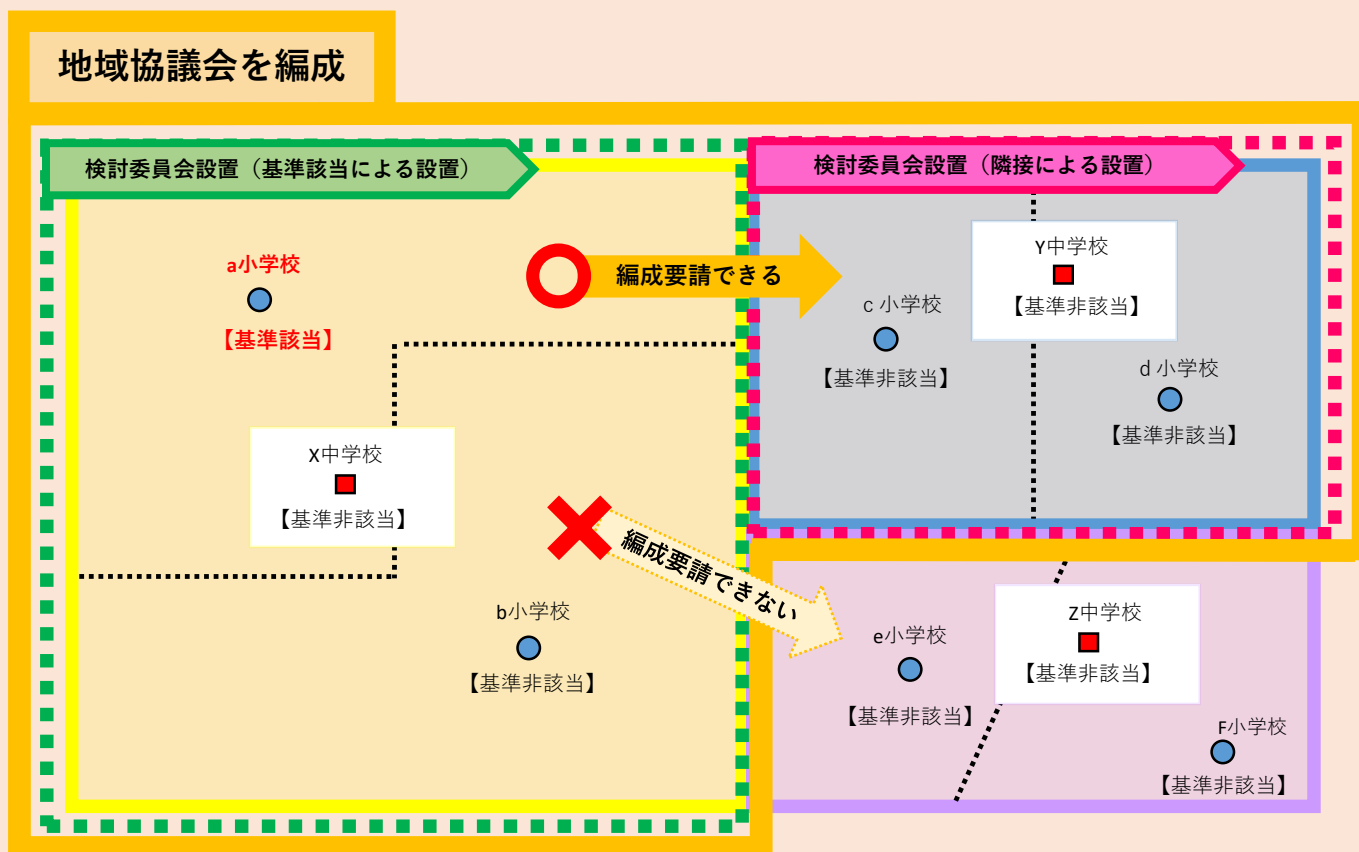
※検討開始基準の適否に当たっては、その時点で最新の児童生徒数・学級数の見込みを使用

2 検討体制について

② 検討組織

地域協議会の編成方法（1）

- ① 検討委員会は、隣接する検討委員会の1つに、地域協議会の編成を要請
(検討開始基準該当による検討委員会)

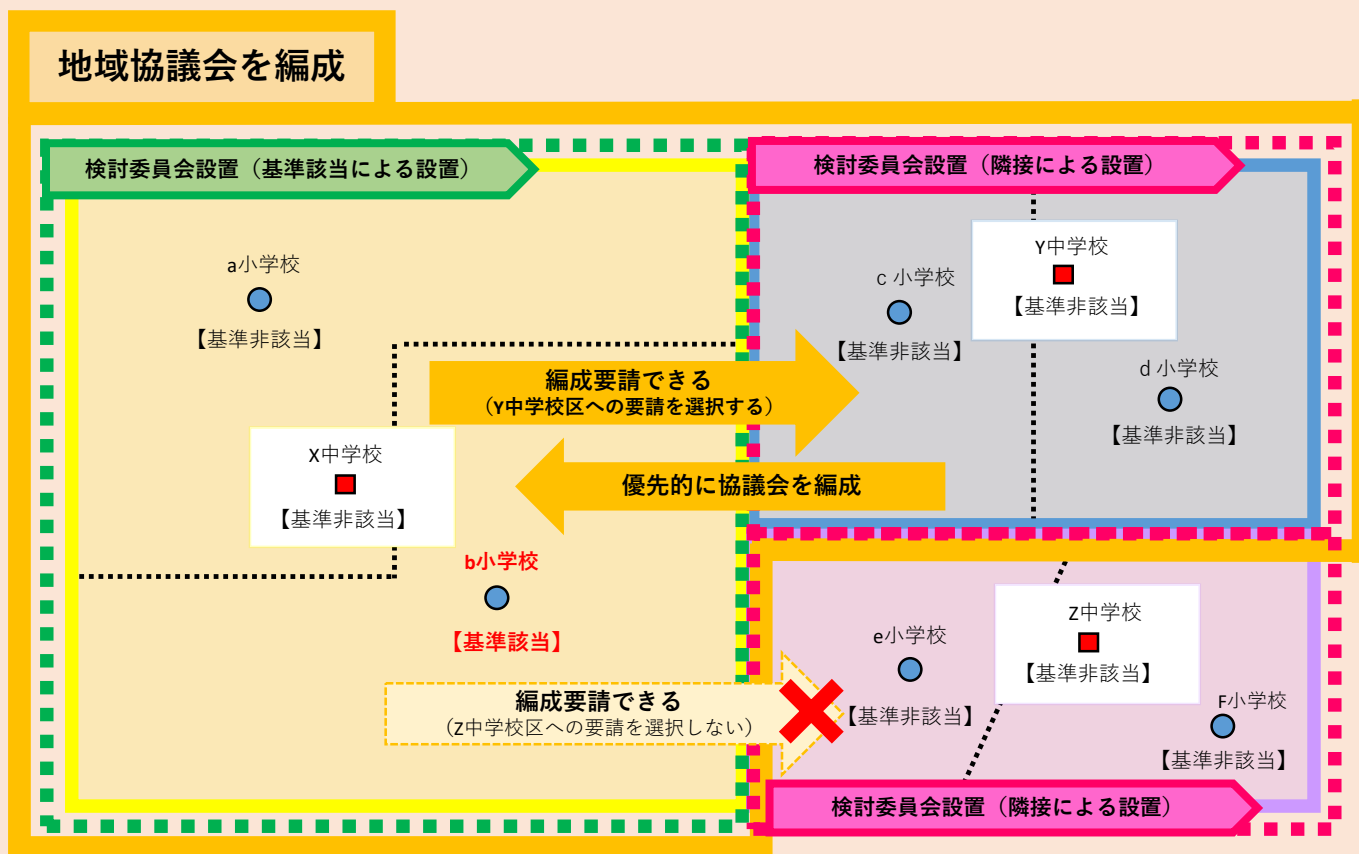


2 検討体制について

② 検討組織

地域協議会の編成方法（2）

② 要請を受けた検討委員会は、**優先的に地域協議会の編成を行うことが基本**

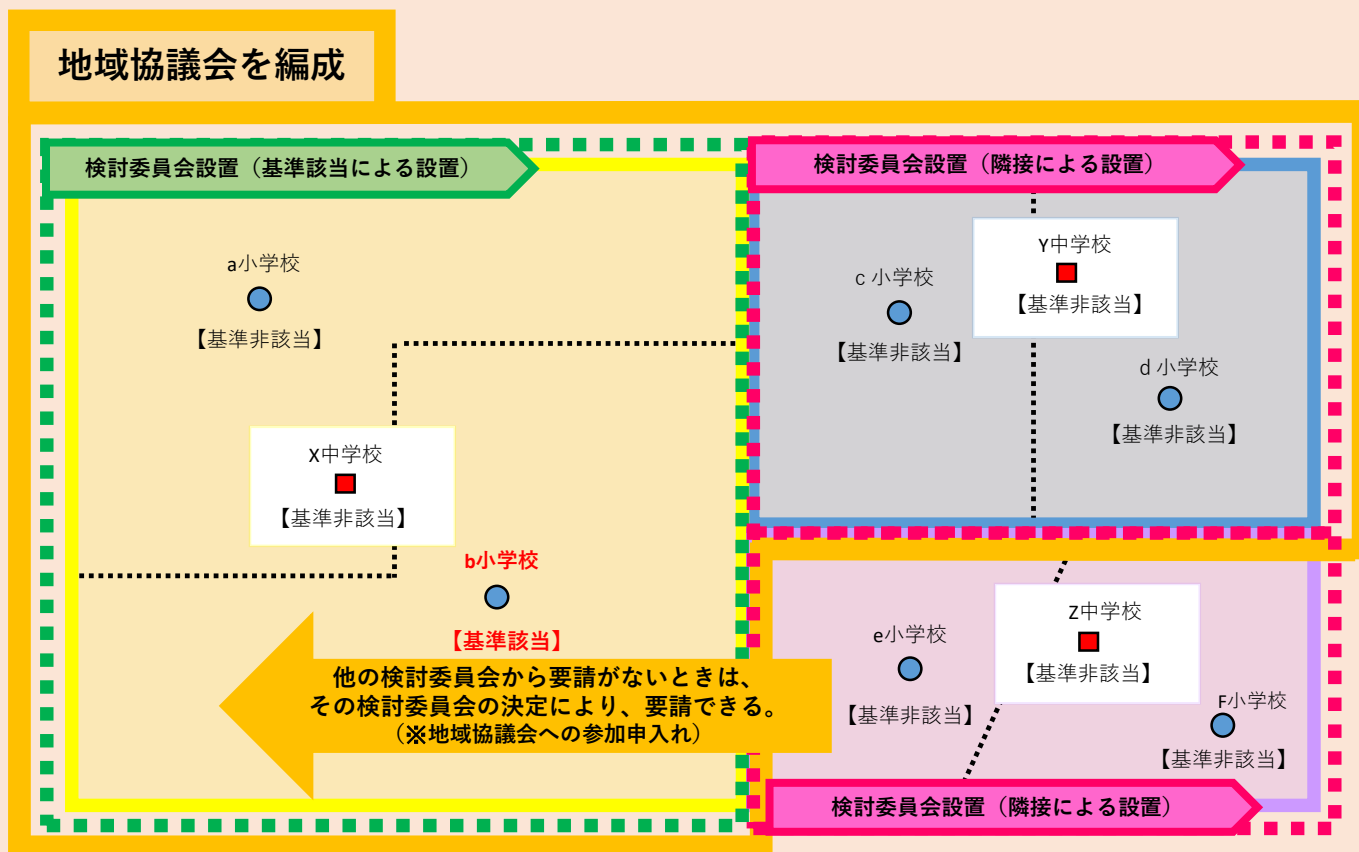


2 検討体制について

② 検討組織

地域協議会の編成方法（3）

- ③ 検討委員会は、**要請がない場合は**、隣接する検討委員会の1つに、
地域協議会編成の要請が可能（隣接による検討委員会）



2 検討体制について

② 検討組織

地域協議会の編成方法（4）

- ④ 既に協議会が編成されているときは、その地域協議会に参加申入れ
- ⑤ 各地域協議会において学校規模の適正化の検討を行った後、地域協議会の組替えが必要となったときは、中学校区の単位を基本として、**地域協議会を
組み替えることが可能**

2 検討体制について

③ 検討組織の設置方法

検討組織の設置手順

- 桐生市教育委員会及び学校長は、下記の手順で「検討委員会」・「地域協議会」設立の調整及び支援を行います。
 - ① 教育委員会は、対象中学校区の小学校及び中学校の校長に対し、検討委員会設立の通知を送付します。
 - ② 各学校長は、PTA会長や地元自治会長等と協議し、構成員の選定を行います。その際、各学校長は、構成員が重複することのないよう調整を行います。
 - ③ 各学校長は、選定した構成員を教育委員会に報告します。
 - ④ 教育委員会は、構成員に第1回検討委員会の開催通知を送付します。
 - ⑤ 第1回検討委員会において、委員長等を決定します。
 - ⑥ 第2回以降の検討委員会の招集については、検討委員会が行います。
 - ⑦ 検討委員会は、各検討委員会の決定により、隣接する検討委員会に地域協議会の編成を要請します。
- ※ 教育委員会は、基本方針や児童生徒数の見込み等について、検討委員会や地域協議会において説明する必要があるため、各会議に出席します。

2 検討体制について

④ 検討組織での協議

検討組織の協議方法

- 「検討委員会」は、次の者から選出された委員（各検討委員会14人以内）で構成され、学校規模の適正化の手法を検討し、必要に応じ、学校の組合せ等
を検討します。
 - ① 中学校区における学校評議員の代表者
 - ② 住民自治組織の代表者
 - ③ 小・中学校PTAの代表者
 - ④ 青少年関係団体の代表者
 - ⑤ 学校長

- 「地域協議会」は、各検討委員会の代表者（各3人）で構成され、検討委員会の協議結果を基に、最終的な協議を行い、その結果を教育委員会に報告します。

2 検討体制について

④ 検討組織での協議

検討組織の協議方法

検討段階のイメージ

第1段階

中学校区検討委員会

【小学校】

- ・適正化手法の協議・決定
- ・学校適正配置の方向性(学校の組合せ)を協議・決定
- ・学校適正配置の方向性(学校配置場所)を協議・決定

【中学校】

- ・適正化手法の協議
- ・学校適正配置の方向性(学校の組合せ・案)を協議・決定
- ・学校適正配置の方向性(学校配置場所・案)を協議・決定

第2段階

地域協議会

【小学校】

- ・適正化手法を最終決定
- ①統合時期目途
- ②配置場所
- ③通学手段

【中学校】

- ・検討委員会間で、学校適正配置の方向性(学校の組合せや学校配置場所)の協議・決定
- ・適正化を最終決定
- ①統合時期目途
- ②配置場所
- ③通学手段

※地域協議会に参加しない検討委員会は、検討委員会の議決をもって、地域協議会の議決に代替可能

教育委員会に報告
(要望書提出)